

參議院環境委員會會議錄第十四號

平成十五年六月十日(火曜日)

午前十時開會

出席者は左のとおり

理事

海野
徹君

政府参考人 警察厅生活安
局長 総務省行政評
局長 外務省経済協

協力局長古田肇君、国税庁課税部長村上喜堂君、経済産業省産業技術環境局長中村薰君及び環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長飯島孝君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

大島 慶久君
清水嘉与子君
段本 幸男君
小川 勝也君
高橋紀世子君

参考人	國税庁課税部長 経済産業省産業技術環境局長	村上 嘉堂君
棄物・リサイクル対策部長	環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長	中村 薫君
飯島 孝君	飯島 孝君	中村 薫君

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本田の会議に付した案件

國際協力銀行理事会に付した案件

愛知 治郎君
小泉 顯雄君
山東 昭子君
真鍋 賢二君
山下 英利君
木 元君

本日の会議に付した案件
参考人の出席要求に関する
事

理 河野 善彦君

る特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の両案の審査のため、本日の委員会に国際協力銀行理事事河野善彦君を参考人として出席を求めていたと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長（海野徹君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

まつて いますと言わ れると、えつ、この下にドラ
ム缶が一杯埋まつて いるんですかとい う話とか、
ここは 実は 産廃が 全部地下に埋まつて いるんです
けれども、上が 土で 盛らて いるので 分かりにく
いと 思ひますし、春になると 草が 生えて きて 全く
分からなくなります、秋から 冬に 掛けては 雪が一
面覆うと 更に 分からなくなりますと。怖い 話です
が、その 雪は 全部解けて 流れて いくわけで、もう

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

國務大臣 環境大臣 鈴木俊一君 岩佐 恵美君

副大臣	環境副大臣	弘友和夫君
大臣政務官	環境大臣政務官	望月義夫君
事務局側	環境大臣政務官	敏彦君
員常任委員會專門	望月義夫君	敏彦君
大場	敏彦君	敏彦君

政の参考人の上に意見を述べて、それをもとに、この問題を解決するための方策を検討して、その結果を報告いたします。

案の両案を一括して議題といたします。
質疑のある方は順次御発言願います。
○福山哲郎君 おはようございます。民主党・新
緑風会の福山哲郎でございます。
大変この法案の審議に関しては、委員長や与野
党間の理事の先生方の大変な御尽力で参考人並び
に現地視察をするということまでやつていただき
まして、充実した審議ができることに対してます
は冒頭感謝を申し上げる次第でございます。参議
院としてこういう審議ができるることは大変いいこ
とだと思っておりまして、今後の法案につきまし

問題の行政責任というか、青森、岩手が見過ごしてきたことに対する責任はどう取られるのか。青森に至っては、平成三年から四年に月一、二回立入検査を実施して、不法投棄が確認されなかつたというような報告も出ています。この青森、岩手の行政責任について、環境省としてはどのようにお考えなのかをお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今回、参議院の環境委員会におきまして、青森、岩手不法投棄の現地を御視察をいただいたわけでございまして、この問

題に対する御熱心な取組に環境省の立場からも感謝を申し上げ、敬意を申し上げたいと思います。

私も、昨年の春に現地を見てきたわけであります。ただいま福山先生のこの印象と全く同じ気持ちを持ったわけであります。どうしてこういうものが出来をしてしまったのか、この間、何で気付かなかつたのか、そういう思いを強くしているわけであります。

一般論といたしまして、産業廃棄物といいますものは、その排出する事業者から見れば不要なものでありますから、それをお金を掛けて適正に処理するという動機付けがしにくいということがあろうと思いますし、一方におきまして、請け負つて処分をする方も、きちつとするよりも何か不適正な処理をして不法な利益を得ようとする、そういう動機付けが付きやすいという、そういうことが一般的にあるかと思います。

青森、岩手、私も地元なものですからよく存じておりますけれども、大変に山の中でもございまして、行政やあるいは一般の方の目にもや目に付きにくかつた点がある。そういう点もあろうかと思ひますし、それから今、先生が御指摘になられました青森県、岩手県が行政として節目節目できちんとした対応をやはり抜ついていた点があつた原因であると、そういうふうに思つてゐるところであります。

青森、岩手両県におきましては、その行政責任を評価する検証委員会というものを設置をいたしましたが、環境省といたしましても、その報告書を受けまして、そこでも一定の行政責任があつたということが指摘をされておりまして、今後の再発防止の対応を求める報告書が出されているわけであります。環境省といたしましても、その報告書を受けまして、青森、岩手両県が今後どのように対応していくのか、再発防止も含めて、そういうことを改めてきちんと報告を受け、これは青森、岩手に限らず、また、これが日本のどこかでまたこういうことが起らぬよう、そういう一助にするような努力もしてまいりたいと思っておりま

す。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

今、大臣言われたように、あの細い道路を恐らくダンプが何台も何台も行き交つたんだというふうに思います。あいう場所がほかに日本には全くないというのは、逆に言うと、あの現場を見れば見るほどほかにあるんじゃないかなという危惧を持つて私も帰つてまいりましたので、是非大臣、御答弁をいたいた点、しっかりとお願ひをしたいと思います。

それに関連して少し申し上げたいんですが、二〇〇〇年に廃掃法が改正をされた直後に、当時所管だった厚生省は、これで取りあえずの終着駅だという発言を当時の担当部長がされています。今回、二〇〇三年にまたこの廃掃法と特措法で、廃掃法に関しては改正の議論がされて、私は改正としては一段前に進んだと思って評価をしている次第でございますが、それでも、後で申し上げます拡大生産者責任の問題やマニフェストの義務化の問題やいろんな問題がまだたくさんございます。

それから、今、大臣言われたように、今後の一助にするということですから、恐らくまだまだこの廃掃法の改正問題というのは日本のごみ行政の中ではずっと付いて回ると思っておりまして、いつまで続くのか、何とか早く日本の廃棄物行政に関するめどを付けていただきたいなというのを本当に思つております。住民の不信も含めて、頑張つていただきたいというふうに思つています。

具体的なことを少しだけ詰めさせていただきたいと思います。

まず、特措法についてお伺いします。

この特措法は、平成十五年度から二十四年度までの間に平成九年の改正の施行以前に不法投棄された産業廃棄物を除去することを目的としていま

法案は、循環型社会形成の阻害要因となつております過去の不適正処分に起因する支障の除去等を時限法によつて、財政支援等により計画的かつ着実に推進するための特別法でございまして、そういうことから、本適用期間については、実態を踏まえつてできるだけ短期間に設定する必要があるというふうに考えておりまして、この対象となる案件のうちの最大級と考えられます青森、岩手県の事案、それからまた豊島の事案については、その処理に要する期限をいざも現地における事業の着手からおおむね十年間というふうに予定されておりまして、その最大級が十年でございますので、本適用期間を十年としたということをございます。

○福山哲郎君 この特措法の対象になる不法投棄の場所というのは、大体今全国で四百三十か所ぐらいあるというふうに環境省からは御報告を受けているわけでございますが、その四百三十か所のうちどれくらいの場所について、廃棄物の撤去、浄化といつたいわゆる法文上に言う支障の除去が行われるというふうに見積もつておられるんでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 先生御指摘になりました四百三十か所というのは、環境省が平成十三年に実施した調査の結果そういう報告があつたわけでござりますけれども、実際に原状回復に着手されるものにつきましては、この中で生活環境保全上の支障が実際に生じており又は生ずるおそれがあると都道府県が判断したもの、さらに都道府県が代執行するものということでありまして、現時点ではまだ確定したことは申し上げられませんが、おおむね二分の一から三分の一が対象になるのではないかというふうに想定をしております。

○福山哲郎君 二分の一から三分の一ということは、一二百か所から五百五十か所程度ということですか。

○政府参考人(飯島孝君) そのとおりでござります。

○福山哲郎君 これは自治体にもう実際に問い合わせた数字なのか、そうでなければ、この百五十分ぐらいだというのはどのような根拠で今おつしやられているんでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 今、委員御指摘のあります過去の不適正処分に起因する支障の除去等を時限法によつて、財政支援等により計画的かつ着実に推進するための特別法でございまして、そういうことから、本適用期間については、実態を踏まえつてできるだけ短期間に設定する必要があるというふうに考えておりまして、この対象となる案件のうちの最大級と考えられます青森、岩手県の事案、それからまた豊島の事案については、その処理に要する期限をいざも現地における事業の着手からおおむね十年間というふうに予定されておりまして、その最大級が十年でございますので、本適用期間を十年としたということをございます。

○福山哲郎君 この特措法の対象になる不法投棄の場所というのは、大体今全国で四百三十か所ぐらいあるというふうに環境省からは御報告を受けているわけでございますが、その四百三十か所のうちどれくらいの場所について、廃棄物の撤去、浄化といつたいわゆる法文上に言う支障の除去が行われるというふうに見積もつておられるんでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 先生御指摘のありますように、現在我々がつかんでいる最大級の不法投棄事案というのは青森、岩手事件、豊島事案でございまして、これらは、それぞれ今、豊島も含めまして県においてその処理に関する検討を行つておりますが、いずれもちょうど十年ぐらいこれから掛かるという検討結果になつております。それで踏まえまして適用期間を十年としたわけでございますが、それ以外のものについてはそれは大規模でないということもござりますし、できるだけ迅速にこの不法投棄の原状回復措置を取るべきである、こういう考え方から十年と定めたわけでござります。

○福山哲郎君 現状の御説明では多分そつるんだと思いますが、青森と岩手では一か所だけで八十二万立米にも及ぶ広さだったわけです。豊島の

ときも、豊島は国内最大で、こんなことが起るのかと言われて大騒ぎになつたら、今度青森、岩手が出てきました。

今、都道府県から、いろんな調査をして、平成十三年度の調査をした結果、四百三十か所ぐらいだと。そのうちの恐らく百五十から二百か所が支障の除去が必要だという判断は、現状では僕はそうだと思います。ただ、例えばこの青森、岩手の例を見ても、調査に乗つてこない可能性のある不法投棄の現場というのはこれから先出てくる可能性がたくさんあると思いますし、今回この特措法と廃掃法の改正をしたおかげで未遂や疑いや立入りがしやすくなるということは、それだけ発見される可能性が、別に多く可能性としては出てくるということだと思いますね。

それはそれで僕はいいことだと思っているからそこは評価しているんですが、ということは、豊島や青森、岩手は十年ではなくて、ほかのはそれよりも今のところ分かっているところは規模が小さいので十年でいけるとおっしゃられましたが、逆に同様のでかいものが出でてくる可能性もこの改正によって出てくるので、あえて十年というのが、区切ると本当にいいのかな。その根拠があいまいだと、次また環境省さん御苦労されるんではないかなというふうに思つておりますが、そこは少し懸念をするところがございますが、もし行政の方、何かあれば、それに対しても

○政府参考人(飯島孝君) 先生御指摘のありましたように、今後、これまで分からなかつた大きな事案が出てくる可能性というのは否定できないわけですが、ござりますけれども、豊島があつて、青森、岩手があつて、またそれと同じ程度のものが、環境省も十三年に調査は掛けておりますし、出てくるといふことは現在は想定をしないで先ほど言つたような試算をしているわけでございます。

いざれにしても、それが何年もたつて出てくるといふこともおかしな話でござりますし、この特措法を契機としてきちんと調査をしていだくことによつて早期に、そういうものがもしいあるなら

ば早期に発見して、これは十年じゃなくて九年でやらなきゃいけないというような話になるかもしれません、そういう形で速やかに除去を行つてくださいます。

○福山哲郎君 そこは是非、この廃掃法の改正がうまく機能するように願つています。

同様のことなんですかけれども、平成十三年に全国実態調査が行われて、それによつてこの法案の基の資料が、数が出てきているわけですが、参考人質疑の中で、大橋参考人も、情報漏れが多く、法案の対象となる不適正廃棄物の数量は環境省の調査結果よりもはるかに大量だらうと考えられるか、表に出でない不法投棄の現場というのがまだあるような気がします。あの青森と岩手を見れば、あれでどどまるとは到底思えないという状況の中、経年の調査や全国の実態調査についてもう少し精度を高めるとか、環境省の中で何らかの形で全国実態調査の制度設計についてもう少し改善を加えようとか、そういうような議論は行われているのか。もし行われているんだつたら御紹介をいたがたいと思つますし、課題を検討されてるんだつたらその点についても御答弁いただければと思つます。

○国務大臣(鈴木俊一君) ただいまの先生の御指摘は大変重要な点であると思います。今回の産廃特措法を御審議お願いしているわけであります。が、これをきちんと動かすためにも産業廃棄物の不法投棄の実態というものをしっかりと把握する必要がある、こういうことでございます。

同様のことなんですねけれども、産廃の数のデータの件なんですが、これは前の質疑のときに高嶋委員からも出たかもしれないが、産廃のデータを見ると、年々の最終処分量は平成八年の六千萬トンから平成十二年の四千五百万吨というふうに減少していますが、現実の排出量は四億トンでほぼ横ばい、この五年間のリサイクル率も余り変わつてない、そういう状況の中で産廃の中間施設が廃業しているところもたくさんあると。何で最終処分量だけが大幅に減少しているのかとか、産廃の量とそれから残余容量とのずれみたいなものとか、最終処分量と残余容量のずれみたいな話とともに出てきておりまして、この産廃の量等についての統計についての信憑性を高めるといふか、信頼性を高める必要性については環境省としても、その都道府県が行う排出事業者を対象とした産業廃棄物の排出量、それから再生利用、最終処分量の処理状況に関する調査結果を基に推計をして行つてもらつてございます。

これは、委員から御指摘ございましたけれども、しかし投棄量不明というものもあるわけでありまして、必ずしもすべてを網羅していない可能性もある、そういうふうに認識しております。

今後、そういう問題意識の下で更に調査の精度も高めて、そしてこの実態をきちんと把握する努力を環境省としてもいたしていくわけでありますけれども、そのためには、都道府県が行います監視体制の強化、それから不法投棄情報の通報体制の整備、こういうものに対しても支援を行おうと、そういうふうに思つております。こういうことを通じまして、さらに実態調査の方法についても検討を行いまして、不法投棄の実態が更に正確に把握できますように努力をしてまいりたいと思っております。

○福山哲郎君 そこは是非早急に制度設計をしていただきたいと思うふうに思つます。

同様のことなんですねけれども、産廃の数のデータの件なんですが、これは前の質疑のときに高嶋委員からも出たかもしれないが、産廃のデータを見ると、年々の最終処分量は平成八年の六千萬トンから平成十二年の四千五百万吨というふうに減少していますが、現実の排出量は四億トンでほぼ横ばい、この五年間のリサイクル率も余り変わつてない、そういう状況の中で産廃の中間施設が廃業しているところもたくさんあると。何で最終処分量だけが大幅に減少しているのかとか、産廃の量とそれから残余容量とのずれみたいなものとか、最終処分量と残余容量のずれみたいな話とともに出てきておりまして、この産廃の量等についての統計についての信憑性を高めるといふか、信頼性を高める必要性については環境省としても、その都道府県が行う排出事業者を対象とした産業廃棄物の排出量、それから再生利用、最終処分量の処理状況に関する調査結果を基に推計をして行つてもらつてございます。

○政府参考人(飯島孝君) 先生御指摘になりましたように、環境省が毎年実施しております産業廃棄物の排出・処理状況の調査でございますけれども、これは、基本的には都道府県が五年に一回き

ますし、さらに、支障の除去の内容、どういった

対応を取るのか、工法であるとか事業の実施期間

であるとか、さらに、処分の行為者に対して行つ

てきた指導の状況、これまでにどういう行政指導

あるいは行政処分を行つてきたか等々につきまし

て基本方針で定める予定としておりまして、それ

に該当しているかどうか、当たつているかどうか

というものが同意の基準になるというふうに思つて

おります。

○福山哲郎君 今、随分具体的にお答えいただい

たので大変有り難いんですが、青森、岩手の事例

ですと、この基本方針ができると都道府県が実施計

画を作れるわけですが、現実に今、青森も岩手も幾

つかの案を検討しているわけです。この法案が

通つて基本方針ができるとそれをスタートでき

ないわけで、この法案が、今日採決されると思ひ

ますが、参議院で採決をされた後、基本方針は多

分、一日も早く環境省に策定をしてもらいたいと

いうのが青森、岩手の、都道府県の意向だと思ひ

ますが、これ、済みません、事前通告しております

が、これ、済みません、事前通告しておまりませ

んのでお答えにくければ結構でござりますが、

基本方針はどの程度の期間でまず環境省はお作り

いただくおつもりなのか、お答えいただけますで

しょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 期間をここで具体的に御答弁するのは困難なわけでございますが、現実に、今申し上げたような基本方針の内容につきましては、青森、岩手両県、あるいは非常に心配をしております香川県等についてもお話をしているところでございまして、もうできるだけ速やかに、これ手続が、当然手続の日数が要ると思いますけれども、できるだけ速やかにこの基本方針は策定、公表したいと思っておりますけれども、中身につきましては、もう事前に実施計画を策定中、準備中の都道府県ともよく相談して行つていただきたいとおっしゃかにというのは、もう数か月の

うちぐらいでということでいいんですね。

○政府参考人(飯島孝君) もちろんそのつもりであります。

○福山哲郎君 これは速やかに基本方針をお作りをいただきたいと思います。

もう一つでございますが、今の青森と岩手のケースですと、青森県側の除去計画と岩手県側の除去に対する実施計画が出てくるわけですが、同一事案で二つの県から計画が出てきます。これはやり方が、御案内のように多少違つてきていま

す。このよくな状況のときに、別に青森、岩手の

県に私は特定をしてお伺いするわけではないので

ですが、環境大臣は調整を行つたり、若しくはその

はやり方があるが、御案内のように多少違つてきていま

す。このよくな状況のときに、別に青森、岩手の

県に私は特定をしてお伺いするわけではないので

予算不足だからといって実施計画を遅らしていたり、除去になかなか踏み切れないような場合がある場合に、環境大臣の方からここについてはもう早く実施計画を作つて支障の除去をしろというよう

うな、法文上は勧告権はないんでしょうか、そういう指導等は行われるつもりはあるんでしよう

か。

○政府参考人(飯島孝君) 先ほど申し上げたところでございますが、一義的には都道府県が判断すべきものだと思っております。この判断というの

は地域の環境保全の立場から行われるものでございまして、財政上の理由などによつて支障除去事

業を実施しないということはおよそ地方自治の本旨からいつても考えられないというふうに思つて

いるわけでございますが、実際にその問題が生じる場合もございます。そこにつきましては、基本

方針、環境大臣が策定する基本方針の中で、生活

環境保全上の支障が生じる、あるいは生じるおそ

れがあるものについては早期にすべての事業につ

いて問題解決を図るべきということを基本方針に明記したいというふうに考えております。

○福山哲郎君 分かりました。ということは、想定としては余りそういうことはないと、速やかに

都道府県も実施をするはずだというふうにお考え

ですね。——それで結構です、はい。それで、そ

うあつていただきたいと思います。

それともう一つですけれども、この都道府県が

策定する実施計画ですが、これは一回だけ実施計

画を提出するのか。言葉は悪いのですが、私は青

森とか岩手へ行つて感じたんですけれども、想定

以上に実は不法投棄の量が多かつたとか、今調査

して、ボーリング調査とかしているよりも実は

もっと奥深くにいろいろあつたとか、そうすると、

予算がそれ以上に掛かつたり、修正計画なりをし

たり、実際に支障の除去の作業を始めたけれども、

思つた以上にその不法投棄は大変で、時間が掛か

り過ぎて、予定をしている年月日よりも、要は予

定期期があつた場合に、この実施計画の届出の変

更や、もう一回実施計画を出し直すというようなことは都道府県は可能なのか、またそれを環境省は受け入れられるのか、その辺に関してはいかがで

でしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 都道府県が定める実施

計画といふのは、環境大臣が定める基本方針に即していろいろなことが定められるわけでございま

すが、その根幹にかかる部分についての変更、例えば区域の変更、それから具体的な処理方法や

期間の変更、それから費用の額の変更、こういつたものがあつた場合には法文上も実施計画の変更が必要になります。したがいまして、実施計画の変更は初めの実施計画と同じ手続が必要になりますが、環境大臣は調整を行つたり、若しくはその

はやり方が、御案内のように多少違つてきていま

す。このよくな状況のときに、別に青森、岩手の

県に私は特定をしてお伺いするわけではないので

ですが、環境大臣は調整を行つたり、若しくはその

こと

は

こ

と

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

は

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

おります都道府県が策定する実施計画におきましては、その策定に当たつて、都道府県等に設置されております審議会あるいは地元市町村の意見を聴くことということにいたしております。

そして、先生が御指摘になりました事前公表でありますとかあるいは公聽会等の具体的な策定プロセスをどのように行っていくのかということにつきましては、これは一義的には都道府県の判断によつて決められる、そういうふうに思います。

しかし、不法投棄された産業廃棄物の原状回復を図る事業といいますのは、やはりその地元住民を始め関係者の理解というものが十分得られて進めていくことが大切なことであると、そのように思ひますので、国いたしまして、審議会や市町村の意見聴取といった手続の過程できちんと実施計画の内容を住民に対して説明をする、そういうことを基本方針においても示してまいりたいと考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

実は、私も、基本方針に住民参加のプロセスについて何らかの形で明記をしてほしいということを申し上げたいと今思つて、大臣がおつしやつていただいたので実は大変ほつとしまして、正に住民は不安な中でこの現場を見詰めているわけでござりますから、実施計画策定に当たつて住民参加のプロセスを確保できるように、是非そこは積極的に基本方針に明記をいただきたいと思います。

次に、廃掃法の改正について幾つかお伺いをします。

これは前の審議の中でも出てきましたので繰り返しになるかもしれません、例の中環審から出た「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について」の意見具申では拡大生産者責任について記載がありますが、今回の改正では盛り込まれなかつた。なぜかというような話はありました。環境省にお伺いをしたいのは、今後、じゃ、拡大生産者責任を導入していくとしたら、導入の見通しはどういう状況なのかということと、この

廃掃法に拡大生産者責任を盛り込むためには、どういう条件が整えば産業界を納得というか環境省が説得ができると思われているのか。

つまり、どういう我が國の中で条件整備を行わ

れば拡大生産者責任が盛り込まれた廃棄物処理行政が行われるのかについて幾つか条件を提示していただきないと、我々自身としても、今回、拡

大生産者責任が盛り込まれなかつたことに対しても、ああ、この部分が足りないから入らなかつたんだというようなことは分かるんですが、今までと、産業界から反発があつてというような話があるのではある種抽象論で分からないので、今後、その環境整備をしていくためにどのようなものが必要だと思われているのか環境省さん、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣 鈴木俊一君 私からちょっと、全体の話をさせていただきまして、具体的な話、必要で

あれば飯島部長の方からお答えをさせますけれども、今、先生が御指摘になりましたような適正処理困難物の一般廃棄物、これに拡大生産者責任の制度的拡充をしていくことにつきましては、関係者、具体的に言えば産業界でありますけれども、どういう品目を対象にするのか、それから、あるいは生産者とそれから市町村の責任をどこまで認めるのかというようなところにつきまして、結局話がまとまらなかつたということです。

○福山哲郎君 済みません、細かいようですが、

その実態調査というのはどこがやるんですか。

つまり、実態調査しなきゃいけないとはいいながら、どこがやるのかが決まらないと多分いつまでたっても前に進まないと思うんですけれども、環境省としてはどこが、環境省が、よつしや、わしのところがやると、それを産業界に示すんだという決意でいるのかどうかも含めて、お答えいただけますか。

○政府参考人(飯島孝君) 今回、この適正処理困難物の拡大生産者責任制度を検討しているときも行つたわけでございますが、基本的に環境省が当該自治体、全国の市町村にお願いをいたしまして、そして実態を把握していただきたいということでございますので、これを環境省がイニシアチブを取つて調査をしていきたいというふうに思います。

○福山哲郎君 経産省さん、今日お呼びをしてい

きるような努力を継続して行いたいと思っております。

○政府参考人(飯島孝君) お答えいたします。

○福山哲郎君 ジャ、具体的に、部長、何かあれば。

○政府参考人(飯島孝君) 先生の御質問の中のど

ういう条件のときについてお答えする

ならば、基本的に、その対象となる品目につい

ての実態、排出状況あるいは処理の状況、この実

態をきちんと調査してあることが必要だと思いま

す。さらには、それに関係する生産者、いわゆる

拡大生産者責任の、そういう製品の製造者等、そ

れから、もちろんこれまで適正処理困難物であれ

ば市町村が処理することになつたわけでござ

いますので、市町村も含めて十分な議論を行つて、

そして理解をお互いに得るということが必要な条

件だというふうに考えているところでございま

す。

○福山哲郎君 済みません、細かいようですが、

その実態調査というのはどこがやるんですか。

つまり、実態調査しなきゃいけないとはいいな

がら、どこがやるのかが決まらないと多分いつま

でたつても前に進まないと思うんですけれども、

環境省としてはどこが、環境省が、よつしや、わ

しのところがやると、それを産業界に示すんだと

いう決意でいるのかどうかも含めて、お答えいた

だけますか。

○政府参考人(飯島孝君) 今回、この適正処理困難物の拡大生産者責任制度を検討しているときも

行つたわけでございますが、基本的に環境省が当

該自治体、全国の市町村にお願いをいたしまして、

そして実態を把握していただきたいということでございますので、これを環境省がイニシアチブを取つて調査をしていきたいというふうに思います。

○福山哲郎君 経産省さん、今日お呼びをしてい

ますので、今環境省が、環境大臣が拡大生産者責任

の導入について議論を深めていきたいと、実態把

握も導入も含めてというふうに大臣がおつしやつ

ていただけるんだろうなどいうふうに私は前向き

に取りたいと思います。

○福山哲郎君 協力する意思があるのかどうかに

ついてはよく分からぬ答えでしたが、まあ協力し

ていただけるんだろうなどいうふうに私は前向き

うか、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(中村薰君) お答えいたします。

○福山哲郎君 環境委員会議録第十四号 平成十五年六月十日【参議院】

誤解をしていただきたくないのは、私は別に産業界がいいとか悪いとかという、何か二元論みたいな議論をする気はありません。私も企業の中でもゼロエミッション工場とか作っているところも開いて行つたことも何回もありますし、そこで本当に涙ぐましい努力を企業としてされて頑張られるところもあれば、先ほどから出ている不法投棄をしたり、そういうほかのトップランナーの企業が頑張っているのに関して、景気も悪いこともあるんでしょうが、フリーライドしている企業もあるわけで、それを一概に論ずることの危険性があるということは私自身も理解をしているつもりです。しかし、現実に排出量抑制が行われない状況で、この廃棄物行政というのはいつまでたってもイタチごっこで延々と続くわけで、そういう点でいうと、この拡大生産者責任の導入というのはもう絶対に必要だと私は思いますから、そこは環境省と経産省、どうか協力をし合って、早い導入に向けて御努力をいただきたいと思います。

廃掃法の少し細かい話に行きます。

ても、その物の性状、それから通常それがどのよ
うに取り扱われているか、要するに、ほかのところに行けばそれが廃棄物として処理されているのが通例なのか、それとも有価物として取引されているのが通例なのか、こういった判断をいたしまして、社会通念に照らして地方公共団体の職員が廃棄物である可能性があると判断したものというふうに言うことができると思いますが、もつと具體的に基準をということになりますと、逆に、非常に悪質な人間はその基準をもつてまたそこで言いい逃れをするということになりますので、これは社会通念上、地方公共団体の職員が判断できるものというふうに解釈をしているところでございま

○政府参考人(飯島孝君) ただいま私が御答
いたしました、私有地であつても当然に廃棄
理が行われている場所であれば可能であると
ことにつきましては、平成十三年の行政処分
針ということで環境省が明確にしたものでござ
まして、この青森、岩手事件の当初におきま
そこまで明確化していたかというと、必ずし
うでなく、それは判断が分かれるようなところ
あつたわけでございます。それは事実でござ
いました。ただ、現在はしっかりとできるといふこ
とが。

に気付いてこれらの行為が完遂に至らなかつた、そして処罰を免れるということがこれまで起きていたことにかんがみて設けたものでございまして、具体的に幾つか例を挙げますと、不法投棄の場合は、例えば不法投棄するダンプカーの荷台の操作等一連の行為を始めた直後に警察官に制止された場合、あるいは監視に気付いて行為を打ち切った場合というのが該当いたしますし、不法焼却の場合、廃棄物を焼却する目的で点火をしたけれども廃棄物が燃焼するに至らなかつた場合あるいは焼却の目的で廃棄物にガソリンをまいだ場合、こういったものが該当すると考えられます。

○福山哲郎君 濡みません。じゃ具体的にお伺いします。

しかしながら、青森とか岩手は実際に私有地に投棄されている場合がありまして、疑いのある場合に私有地に対しても立入検査は可能かどうか、お答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 廃棄物の処理が行われている場所であれば、それが施設の中であろうと、あるいは私有地というようななところであろうと、廃棄物の処理が行われているということございますれば、立入りを行つて物件を検査することができます、立入りを行つて物件を検査することができます。

なお、この青森、岩手の場合はそうなんですが、行政处分の目的だけでなく、立入検査、報告徵収というのを広く廃棄物の処理に関する指導監督という形でやつぱり立入りの制限がこういう目的のためにもできると、いうことを付言させていただきます。

○福山哲郎君 青森の場合で、それ私有地だったのになかなか分かりにくかったというような議論がよく出ているのは、やっぱり立入りの制限があつたからなんでしょう。これ、済みません、事

す。今回、不法投棄又は不法焼却の未遂行為を罰するとして定められています。未遂を摘発できるというものは評価ができるというふうに思います。どんな準備行為が未遂に当たるのか、これ前の審議でも出てきたんですが、取締りを行う者にとっては現場ではなかなか未遂で、ここは、これは未遂だけれども、これは未遂ではないというのは大変難しいと思うんですが、現状における未遂の定義はどんなものか、お答えいただけますか。後でちょっと具体例をお伺いしますが。

○政府参考人(飯島孝君) 未遂罪というのを加えたわけでございます。未遂罪というのは犯罪の実行行為に着手してもこれを遂げずに結果が発生しなかつたために犯罪は成立しないと、こういったケースについても処罰をすると、こういう意味でございます。

今回改正に盛り込まれました不法投棄、不法焼却の未遂罪は、行為着手の段階で警察官等の監視

落ち掛けている状況でストップで未遂だという話なんですが、穴があつて満載されたトラックが横付けした場合は未遂は成立しないんですね。

○政府参考人(飯島孝君) 今のお話ですとその他の周辺の条件も加味して司法が判断することになると思いますけれども、今、先生御指摘になつたものだけ、その行為だけ、横付けしたという行為だけで未遂罪を構成するというのは一般的に言つて難いと思ひます。

○福山哲郎君 それでも未遂罪にならないんですね。僕なんかは岩手、青森見てきたので非常に印象が強いんですけども、不法投棄の現場からちょうど車で、もう行かれた先生方はよくお分かりだと思いますが、行かれた現場から、そうですね、車で五分ぐらい手前のところに駐車場みたいなどころがあつて、そこで計量して、トン数らで計量してトラックがそこでずっと待機をしていると。夜中になると、ずうつとがあつと、そこへ五分ぐらいの不法投棄の現場、夜中になると、その

○政府参考人(飯島孝君)　ただいま私が御答弁をいたしました、私有地であつても当然に廃棄物処理が行われている場所であれば可能であるということにつきましては、平成十三年の行政処分の指針ということで環境省が明確にしたものでございまして、この青森、岩手事件の当初におきまして今まで明確化していたかということ、必ずしもそうではなく、それは判断が分かれようなところがあつたわけでございます。それは事実でござります。ただ、現在はしっかりとできるということをご存じます。

○福山哲郎君　私有地であること、私有地であつても疑いがあれば立入検査は可能だということとで、更に不法投棄の現場が発見される可能性といふのは高まると思いますので、是非そこはよろしくお願いしたいと思います。

ではもう一つ、細かいことですが、お伺いします。

今回、不法投棄又は不法焼却の未遂行為を罰する定められています。未遂を摘発できるというのは評価ができるというふうに思います。どんな準備行為が未遂に当たるのか、これ前の審議でも出てきたんですが、取締りを行う者にとっては現場ではなかなか未遂で、ここは、これは未遂だけれども、これは未遂ではないというの大変難しいと思うんですが、現状における未遂の定義はどうなものか、お答えいただけますか。後でちょっと具体例をお伺いしますが。

○政府参考人(飯島孝君)　未遂罪というのを加えたわけでございます。未遂罪というのは犯罪の実行行為に着手してもこれを遂げずに結果が発生しなかつたために犯罪は成立しないと、こういったケースについても処罰をすると、こういう意味でございます。

今回改正に盛り込まれました不法投棄、不法焼却の未遂罪は、行為着手の段階で警察官等の監視

に気付いてこれららの行為が完遂に至らなかつた、そして処罰を免れると、いうことがこれまで起きていたことにかんがみて設けたものでございまして、具体的に幾つか例を挙げますと、不法投棄の場合、例えば不法投棄するダンプカーの荷台の操作等一連の行為を始めた直後に警察官に制止された場合、あるいは監視に気付いて行為を打ち切つた場合、というのが該当いたしますし、不法焼却の場合は、廃棄物を焼却する目的で点火をしたけれども廃棄物が燃焼するに至らなかつた場合、あるいは焼却の目的で廃棄物にガソリンをまいた場合、こういったものが該当すると考えられます。

○福山哲郎君 済みません。じゃ具体的にお伺いします。

例えば不法投棄をするつもりで穴を掘つていたと。横にはちゃんと穴があつたと。そこに、要是はごみが満載されたトラックが来て横付けされたと。横付けされた時点では未遂じやないんですね、穴が横にあつても。さっき部長がおっしゃられた話でいえば、荷台が要はずうつと上がつてごみが落ち掛けている状況でストップで未遂だという話なんですが、穴があつて満載されたトラックが横付けした場合は未遂は成立しないんですね。

○政府参考人(飯島孝君) 今のお話ですとその他の周辺の条件も加味して司法が判断することになりますが、未遂は成立しないんですね。

○福山哲郎君 それでも未遂罪にならないんですね。僕なんかは岩手、青森見てきたので非常に印象が強いんですけれども、不法投棄の現場からちょうど車で、もう行かれた先生方はよくお分かりだと思いますが、行かれた現場から、そうです、車で五分ぐらい手前のところに駐車場みたいなところがあつて、そこで計量して、トシ幾らで計量してトラックがそこでずっと待機をしていると。夜中になると、ずっととがあつと、そこへ五分ぐらいの不法投棄の現場、夜中になると、そ

トラックが移動して穴に入れて、その日の夜じゅうに土をかぶせて帰ったという話を現場でお伺いをしたわけですね。僕なんかでいうと、そこの駐車場のところで計算してトン当たり幾らでお金の受渡しをして待機をしている時点で未遂じゃないかと思つんですが、そうじやないですよね。今、だつて、今の話でいうと。

○政府参考人(飯島孝君) 先ほども御説明いたしましたように周辺の条件によって変わってくると思います。今のお先生のような場合、もう一つ加えれば、それは前に同じような行為をした者であるということを同定した上でその者がそのようなことをすればこれは未遂罪が成立する可能性は高いと思いますけれども、ただダンプが穴に横付けしたからこれを未遂罪というは司法の判断ですが難しいのではないかという一般論を申し上げたわけで、その周辺の状況を加味して考えれば当然そういうふた未遂罪は成立する場合もあり得ると思いますし、あるいは未遂罪というよりも正にそれは不法投棄をしたという方で、あるいはほかの廃棄物処理法違反で取締りができるのではないかと思ひます。

○福山哲郎君 滞りません、もう一つだけ。細かいようでごめんなさい。

積替えのために一時保管をしているというような名目で長い間保管をしていると。一時保管ですと言つて置きつ放しの例があるわけですが、その場合には僕は未遂にならないと思うんですけれども、先ほど部長が言われたように、別の廃掃法違反が適用されるんだと思うんですが、ただ、一時保管で長い場合に、どのくらい期間を保管をしておいたら一時保管で、そうじやない場合は一時保管じゃないと、これはもう不法投棄だというような、その境目というのがあるんでしようか。

○政府参考人(飯島孝君) その期間の問題だと思いますが、これは既に具体的な事例としてそういう問題が廃タイヤとか廃バチンコ台で起つておしまして、それについては要するに保管者に説明

責任があるといいますか、契約書がちゃんとあるのかどうか、そいつたものを説明させる必要があるかもしれませんし、それから期間の目安といたしますが、例えば六ヶ月とかそういうことを通知で出しているわけでございますが、基本的には積替え保管の基準でございます産業廃棄物の処理基準、これで改善命令ができますのでそういうふたとを行なうし、それに従わないで長期間放置してあれば、これは正に不法投棄そのものではないかと、もう都道府県が緊急だと思つてはならないということについての条文で取締りができるというふうに考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

さらに、二十四条の三の緊急時ににおける環境大臣の報告徴収、立入検査というのがありますからこれを未遂罪というは司法の判断ですが難しいのではないかという一般論を申し上げたわけで、その周辺の状況を加味して考えれば当然そういうふた未遂罪は成立する場合もあり得ると思いますし、あるいは未遂罪というよりも正にそれは不法投棄をしたという方で、あるいはほかの廃棄物処理法違反で取締りができるのではないかと思ひます。

○政府参考人(飯島孝君) これは産業廃棄物に関する事務事業の在り方に關係いたします。

昨年十月に、地方分権改革推進会議が「事務・事業の在り方にに関する意見」で、現在、暫定的に法定受託事務とされている都道府県の産業廃棄物にかかる事務については、産業廃棄物対策が国の環境政策における全国的な問題となつてゐることを踏まえ、国の責務や総合的な責任強化の方向の明確化などを図つた上で、法定受託事務と位置付ける方向で検討するとされたところでございまして、私どもはこれを受けまして、この法案において、私どもはこれを受けまして、この法案における方向で検討するとされたところでございまして、私はこれをやる場合には、言葉選ばいで言う実際にこれをやる場合には、言葉選ばいで言うと、両都道府県がお互い動きにくく、お互いのいろんなメンツとかいろいろあるのかもしれないましたが、そういう状況のときにはこれではいけないと、いうことでござります。

○福山哲郎君 そうすると、広域的な都道府県で不法投棄がされている場合だとということですが、実際にこれをやる場合には、言葉選ばいで言うと、両都道府県がお互い動きにくいと、お互いのいろいろなメンツとかいろいろあるのかもしれないが、そういう状況のときにはこれではいけないと、いうことで國が動くということですが、実際的に土地カンも含めて動くのは都道府県になるわけですから、それはもう実質的には國が都道府県に對してもう早く動けよというふうに勧告をするよなことだというふうに思えばいいわけですね、解釈としては。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

その次、この二十四条の三で言う緊急な事態とお答えをいただけますか。

国が緊急だと言つて立入りとかをするということは、もう実際その時点では、私などの想定で言つて、もう都道府県が緊急だと思つては必ずない、それを飛び越して緊急だと国が認めるところは、はどういう事態なのかということについてお答えいただけますか。

○政府参考人(飯島孝君) 基本的には、生活環境保全のために迅速な措置が求められる事案でございまして、個々の都道府県のみでは迅速な対応に限界があるのでないかと考えられる場合でございます。

具体的には、一つの県でなく複数の都道府県にわたつて大規模に行なれたような場合、今回の事件もそういうわけでござりますけれども、個々の都道府県でそれぞれ対応しようと思つてもなかなか迅速に対応できない場合があるだろうということで、そういう場合に國が緊急と考へて都道府県と連携して立入検査ができるようにするということです。

○福山哲郎君 そうすると、広域的な都道府県で不法投棄がされている場合だとということですが、実際にこれをやる場合には、言葉選ばいで言うと、両都道府県がお互い動きにくいと、お互いのいろんなメンツとかいろいろあるのかもしれないが、そういう状況のときにはこれではいけないと、いうことで國が動くということですが、実際的に土地カンも含めて動くのは都道府県になるわけですから、それはもう実質的には國が都道府県に對してもう早く動けよというふうに勧告をするよなことだというふうに思えばいいわけですね、解釈としては。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

その次、この二十四条の三で言う緊急な事態とお答えをいたしました。また、國の責任の強化のことを明記いたしました。また、國の責任の強化のことを踏まえ、國の責務や総合的な責任強化の方向の明確化などを図つた上で、法定受託事務と位置付ける方向で検討するとされたところでございまして、私はこれを受けまして、この法案における方向で検討するとされたところでございまして、私はこれをやる場合には、言葉選ばいで言うと、両都道府県がお互い動きにくく、お互いのいろんなメンツとかいろいろあるのかもしれないが、そういう状況のときにはこれではいけないと、いうことで國が動くということですが、実際的に土地カンも含めて動くのは都道府県になるわけですから、それはもう実質的には國が都道府県に對してもう早く動けよというふうに勧告をするよなことだというふうに思えばいいわけですね、解釈としては。

○政府参考人(飯島孝君) 勘告というよりも、複数県にまたがる場合にその複数県の対応の調整を行なう。先ほど國の責務で申し上げました広域的な調整というのが、広域的な調整の一環として國も連携して報告徴収や立入検査ができるというふうに考えております。

○福山哲郎君 それから、環境省がホームページで、産廃の不法投棄や不適正処理を行なつた業者の

行政処分情報について、八月をめどにホームページで掲載、公開するとしています。現実に、二〇〇一年度の産廃処理業の許可取消し件数が百八十五件、二〇〇〇年度の二・三倍に達しているわけですが、この八月のホームページでの公開というのは一体どういう内容のものを公開する予定なのでお答えいただけますか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今御指摘の環境省のホームページで公開をしようとしておりますのは、各都道府県それから保健所設置市が産業廃棄物処理業者等に行った許可の取消し、それから事業停止等を予定をいたしております。

まずは、先ほどから出ております行政処分指針、これは平成十三年六月に出したわけでありますので、それ以降の産業廃棄物処理業の許可の取消しにつきまして、取り消されました処理業者の氏名、それから許可番号、またその取り消された理由等を公開をしようと思っています。

そして、将来的には、都道府県の協力をいただきまして、五年をさかのぼつて、過去五年間の産業廃棄物処理業者の許可の取消し、事業停止、処理施設の許可の取消し、改善命令、また措置命令ということまで公開の範囲を広げていきたいと、そういうふうに思つておられます。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

そういう情報公開は非常に重要だと思ひます。排出業者 排出事業者にとつてはやっぱり優良な業者を知るということは非常に重要なことまで公開の範囲を広げていきたいと、そういうふうに思つておられます。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

そういう点で環境省にお伺いをしたいのです。環境省は産業廃棄物の格付調査、手法検討調査報告書というのを昨年の八月にまとめられて、この調査で産廃処理業者の格付のモデル的手法を取りまとめてもらっていますが、こういった格付導入について、調査報告書までまとめられているわけですから、現在の環境省の見解はどのような見解かお答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 排出業者、これが産業

廃棄物処理業者を選定するという行為は、他の普通の経済行為と同様で、事業者の自己責任の下でマーケットにおける公正な競争を通じて行われるものであると、そういうふうに思つております。そして、そのための情報の一つであります格付につきましては民間のビジネスとして展開されるべきでありますし、そうした民間の取組が公正な市場競争といふものを通じまして格付の情報というものの質が高まる、あるいは情報の信頼性が向上されていくということにならうかと思つております。

公的部門がどの処理業者にどの程度信頼性があるかという格付を行うことになりますと、これはあたかもお墨付きを与えたとも取られかねないわけでありまして、排出事業者の自己責任を損なつて、また、これからこの格付といいますものが民間で行われるという方向になりますと、そのビジネスの妨げにもなるということで、必ずしも適切ではないと、そのように考えております。

環境省の役割といたしましては、格付 자체を行なうのではなくて、格付という手法によるものも含めまして、処理業者の信頼性、それから優良性に関する情報、これが流通しやすくするような枠組みを整備することにあると、そのように考えておりまして、その一環として、今、先生御指摘になられましたが、格付の方法論の提案を昨年夏に行なったところございます。

また、その都道府県行政が保有いたします処理業者に対する行政処分の情報につきましては、都道府県において情報公開が進められていることも踏まえまして、これを環境省で集約をして広く一般に提供していくこととしておりますが、このことも枠組み整備の一歩になるものと考えております。

さらに、枠組み整備の一環といたしまして、適正処理推進センターが実施しております産廃ネットにおきましても、今後の取組強化の方向として、ISO14001の認証取得の有無あるいは財務諸表等の経理的情報、環境報告書などの情報公開

の取組の有無などにつきまして、処理業者の選択に当たつて有用と考えられる情報を追加して産廃ネットを拡充強化していくことも考えてまいりました

いと思つております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

それからもう一つですが、これも委員会で出来ましたが、紙のマニフェストは年間四千五百万件、電子マニフェストがそのうちの百分の一の四十一万件、何か事件が起こった場合、四千五百万件も

の紙のマニフェストを一枚ずつチェックすることができるのか正に疑問です、青森 岩手の県境

の問題では、三栄化学工業は紙のマニフェストを全部焼却処分をしていたというひどい話があります。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先生の御指摘のようないいとこ

が、電子マニフェストのより広い浸透に向けて義務化しろというのが僕らの思いですが、そこについてはどのように積極的にお考えなのか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) マニフェストの電子化につきましては、当委員会においても御指摘、質問の中で受けているわけでありまして、このマニフェストの電子化といいますことは重要な課題であります。

排出事業者につきましては、マニフェストの保存義務違反という、保存義務についてのみ罰則を科しれを処罰する罰則もあるわけでありますけれども、処理業者については、保存義務はあるものの

罰則はなく、マニフェストに記載された事項を帳簿に記載し保存する義務についてのみ罰則を科しているという状況でございます。

しかし、先生が今御指摘のように、いまだその普及といいますものは一%足らずであるというこ

とでございまして、現段階では、これは法で強制的に義務化するといいますよりも、もう一段の普及と促進を図っていくことが大切ではないか、そういう段階ではないかと思っております。御指摘の不法投棄問題への対応の手引におきまして、都道府県がマニフェスト等を入手するための迅速な対応の方法等を盛り込むこととしたしております。また、二つとして、マニフェスト等の入手又は内容確認を行うべきことについて、地方自治法に基づく法定受託事務の処理に当たり、よるべき基準として定めることなど、現行法を厳格に運用することがまず大切であると思いますが、しかし、IS

O14001の認証取得の有無あるいは財務検討、また電子マニフェストの利用しやすさの向

上でのためのシステムの改善、こういうものを検討を

してまいりたいと思つております。

○福山哲郎君 そこは帳簿に対する転記の義務違反はあるかもしれません、大臣おっしゃられたように、マニフェストの焼却処分等については、義務はあるけれども罰則ないということで、是非その罰則強化についても、今言われたように積極的に検討していただきたいと思います。

同様で、これも前に質問が出ました、電子マニフェストの導入について、義務化という議論が

あるんですが、義務化まではなかなか厳しいといふ議論がすぐ出てきます。最近では携帯電話から万件、何か事件が起こった場合、四千五百万件も

の紙のマニフェストを一枚ずつチェックすることができるのか正に疑問です、青森 岩手の県境

の問題では、三栄化学工業は紙のマニフェストを全部焼却処分をしていたというひどい話があります。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先生の御指摘のようないいとこ

が、電子マニフェストのより広い浸透に向けて義務化しろというのが僕らの思いですが、そこについてはどのように積極的にお考えなのか、お答えいただけますでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) マニフェストの電子化につきましては、当委員会においても御指摘、質問の中で受けているわけでありまして、このマニフェストの電子化といいますことは重要な課題であります。

しかし、先生が今御指摘のように、いまだその普及といいますものは一%足らずであるというこ

とでございまして、現段階では、これは法で強制的に義務化するといいますよりも、もう一段の普及と促進を図っていくことが大切ではないか、そういう段階ではないかと思っております。御指摘の不法投棄問題への対応の手引におきまして、都道府県がマニフェスト等を入手するための迅速な対応の方法等を盛り込むこととしたしております。また、二つとして、マニフェスト等の入手又は内容確認を行うべきことについて、地方自治法に基づく法定受託事務の処理に当たり、よるべき基準として定めることなど、現行法を厳格に運用することがまず大切であると思いますが、しかし、IS

O14001の認証取得の有無あるいは財務検討、また電子マニフェストの利用しやすさの向

上でのためのシステムの改善、こういうものを検討を

いたしまして、今後、計画的、総合的に取り組ん

でまいりたいと思つております。

まず普及拡大を図つて、これから普及状況と

いうものも踏まえまして、義務化についても選択肢の一つとして視野に入れまして電子マニフェス

トの利用拡大の検討を行つてまいりたいと思つております。

○福山哲郎君 是非そこは積極的にお願いしたい

と願います。

また、前回の参考人で北村参考人が言われたこ

とについて、三つほどあるので、簡単にお答えいただけたいと思つります。

産廃行政というのは、元々自治事務にするはず

だったのが、結局制度全体にわたる見直しが必要だということと暫定的法定受託事務というふうに言われたのがそのまま法定受託事務になつています。

自治事務にする必要があるのかないのか、それからいまだ法定受託事務である根拠、それから法定受託事務でも各都道府県は条例制定、横出し、上乗せの条例制定が可能かどうか、そこの三

点について簡単にお答えいただけますでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 先ほどの御質問にもお

答えした中で申し上げたわけでござりますけれども、地方分権改革推進会議におきまして、先ほど、産業廃棄物行政の在り方にに関する意見が出ておりまして、その意見を踏まえまして国の責務を明確化し、国が広域的な見地から調整を行うことを國の責務として規定する、こういった改正案になつてゐるわけでござります。

これは、どうあるべきかというのとは、それは知識経験者の先生方からいろいろ御意見があつたところかと思いますが、私どもはその地方分権改革

推進会議の議論を踏まえてこういう措置を取つたわけでございまして、今年の五月でござりますけれども、地方分権改革推進会議が先ほどの意見のフォローアップ、会議の意見の実施状況ということを述べているわけでございますが、廃棄物処理法の

改正案において国の責務が明確化された内容及びそれに伴つて都道府県の産業廃棄物許可等の事務については法定受託事務として整理されているところでございます。

このように、今回の改正案の内容及びそれに伴う法定受託事務とする事務区分の整理というのは、地方分権改革推進会議の意見を反映したものでございまして、意見の実施状況としてこの会議においても確認されているということで、私どもはこの産業廃棄物問題、構造改革の途中であると申上げているわけでございますが、これがきちんとなされるまでは法定受託事務として整理されているというふうに解釈しているわけでございます。その後、自治事務にすべきではないかということは、そのときにまた議論をされるべき話であると思います。

それから、条例が制定ができるかどうかということでございますが、これは、地方自治法によれば、自治事務あるいは法定受託事務、いずれにおきましても法令に違反しない限度において条例を制定することができるとされておりまして、条例の制定権限というものは、自治事務、法定受託事務、区別がないところでございます。しかしながら、当然、法定受託事務というのは国が本来果たすべき役割にかかる事務でございまして、国において、法律だけでなく政省令あるいは事務処理基準においてその処理の細目が定められていることが多いためでございますので、法令に違反しないという制約条件が自治事務に比べて強くなるということは否めないと思っております。

いすれにいたしましても、自治事務、法定受託事務のいずれであっても、法令の趣旨がいわゆる上乗せ、横出しを認めていない事項については条例とすることはできないということになります。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

最後になります。長くいろいろ質問させていただきましたが、とにかく課題の多い廃行行政、是非環境省は頑張つていただきたいと思いますし、やっぱり東京や埼玉のごみを青森や岩手に持つて

いくというのが本当に正常な姿なのかどうかとい

うのは、私もちよつと考えました。やっぱり域内というかプロックぐらいで中間処理やりサイクルは、実態把握の問題、不法投棄の実態把握の問題、それから冒頭申し上げました廃棄の量の実態把握の問題、環境省にはやつていただきながらなければいけない課題が、責務がたくさんございますので、是

非、大臣始め御努力いただきますことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

まず私は、最初に環境大臣にお聞きしたいと思つて、同僚の議員が当地を訪れて、驚き、怒りを感じたというふうに言っておりましたが、私も全くそのような気持ちになつておりました。

県境の八十二万立米の不法投棄問題について、両県は検討委員会を開催してそれぞれ結論を出しているわけですが、前回の審議のときに指摘いたしましたように、青森の報告内容は、既に指摘がありましたように、岩手県の結論と比較しても行政責任についてはあいまいでないかなという、そういう意見が極めて多いなどいうふうに考えております。

排出者責任は極めて重いことは言うまでもないわけでありますけれども、また同時に行政責任も

重大であると。やはり国費を投入する意義が十分果たせるようにすべきでありますし、逆に言いますと、意義がないものについては国費を投入してはいけないと、そういうふうに言えるわけでありまして、そういう主張をすることが当然であるとましても、今後の再発防止のための対応が取られているところであります。

私は、まず、青森・岩手合同検証委員会、仮称

でありますけれども、こういったものを設置して、さらに行政責任、担当部署の責任を明確にすべきではないかと。やはり国費の投入のことを考えますと、環境省が指導し、厳正な検証を行なうべきではありませんけれども、大臣はどのようにこの辺についてのお考があるでしょうか、お願いたしま

す。

○國務大臣(鈴木俊一君) 今回、廃棄特措法を御審議をお願いしているわけであります。この法律が成立いたしまして、そして過去の負の遺産を一掃すると。そういうことで、国費が投入されるということでございますから、その前提といたしまして、どうしてこういう事態が出来たのか、そうした都道府県のこの責任に対する検証というものがやはりきつと行われなければならないというのは、先生と全く私も同じ認識でいるわけであります。

両県におきましては昨年の十月に検証委員会と

いうものが設置をなされまして、本年の三月までに検討が進み、そしてその報告書が出されたわけ

であります。その報告書におきまして、青森県

については、県の業者に対する認識の甘さと行政調査の不徹底や警察等との連携が不十分であったこと、それから岩手県につきましては、県が違法性のある廃棄、廃棄物収集運搬業の更新許可を行なつたことについて、それぞれ一定の行政責任があつたということを指摘をされているわけでありまして、今後の再発防止のための対応が取られて

いるところであります。

環境省いたしましては、両県が外部にこのよう

な評価の委員会を設置してその行政責任を明らかにしようとした。その姿勢については評価できるものと考えておりますが、この報告書を受けまして、肝心なのは、青森、岩手両県がどのように再発防止策を取るのかということが重要でございまして、こうのことにつきまして改めて両県から報告するよう必要を要請しているところであります。

私は、必ず、青森・岩手合同検証委員会、仮称

おります。

産廃特措法案におきましては、都道府県等の責任の明確化がきちんと行われますように、実施計画の策定に際して、地方環境審議会及び関係市町村の意見を聞くとともに、環境大臣に協議するという制度としているところでありまして、両県から実施計画の協議を受けた際に両県の行政責任が果たされているかどうか等につきまして厳正に審査をしてまいりたいと思っております。

○加藤修一君 よろしくお願いをしたいと思います。

第三条の基本方針、第四条の実施計画、これがあるわけでありますけれども、法律の書きぶりというのはこうしたことになりがちかもしれませんのが、現時点では基本方針についての内容というの明確に分からぬなどいう率直な意見を申し上げたいと思っております。いずれにいたしまして、モラルハザード、これを最大限回避するような担保のある基本方針というものを、きちっと最善の取組、そういう内容に取り組んでいただきたいと要請をしておきたいと思います。

それで、前回質問した中に、いわゆる不法投棄の関係で、いわゆる原状回復あるいは防止にかかる懇談会報告の関係を引用しまして、いわゆる行政、警察と地域住民が一体となり、それはやはり行政、警察と地域住民が一体となり、それはやは

り早期発見と早期対応が基本であるということになつてはいるわけなんですか? 私は警察OBの活用ということも極めて重要でないかなと思つております。安全、安心社会の構築をしていく上

ではこういった面についてどういうふうに考えていくか、いわゆるモニタリングでありますけれども、監視、いわゆるモニタリングでありますけれども、防護のためには警備活動の経験が深いOBのいわゆる知的な人材資源を有効に積極的に活用すべきではないかと、このように思つております。

シルバーポリス制度、あるいは群馬県では警察安全安心サポート制度、こういったものがあるわけでありますけれども、不法投棄をいかにもモニタリングするか、そういう場合にこういった制

度を活用していくことが極めて重要だと思つておりますが、警察庁、この辺について積極的に対応していただきたいと思つておりますけれども、どのような見解をお持ちでしょうか。

○政府参考人(瀬川勝久君) 産業廃棄物の不法投棄事案は大変重大な犯罪であるというふうに認識をしております。特に、健康、地球環境という観点から、警察としましても大変重要な取締り課題であると認識をしておりまして、平成十四年中の検挙状況をちょっと申し上げますと、事件数で六百八十三事件、検挙人員が千八百五十八人ということで、前年に比べまして、事件数で三三一・四%、検挙人員で一四・三%という増加をしておるところです。

御質問でございますけれども、やはりこの不法投棄事案というのはどうしても人目に付かない場所で極めて短時間に敢行されるという特徴がございまして、そのモニタリングというのは大変困難な課題であり、かつ重要なポイントであるというふうに考えております。

そこで、各県の行政当局におきまして、例えば、警察官のOBをこの不法投棄の監視要員として再雇用していただきたりしております。警察業、ガードマンでございますね、こういったところに監視を業務委託をするといった工夫、努力をしておられるものと承知をしております。警察としましても、これらの方々と協力をし、その迅速な発見と取締りに努めているところでございます。

また、御質問でございました、警察OBによる

いわゆる犯罪抑止のためのパトロール活動をしております。

これにつきましては、警友会という組織が各県ございまして、これは警察のOBで組織をしてい

る団体でございますが、こういった方々に協力をいただいて、事件、事故の情報提供でありますと

かパトロールでありますとかいうことをお願いし

ております。言わば各種防犯活動のボランティア

といふことで活用しているわけでございますが、

こういったボランティアの方々につきまして、委員御指摘のように不法投棄の監視に活用するといふのは大変効果的な手法であろうというふうに考えられます。ただ、その監視すべき地域が、どう点から、警察としましても大変重要な取締り課題であると認識をしておりまして、平成十四年中の検挙状況をちょっと申し上げますと、事件数で六百八十三事件、検挙人員が千八百五十八人ということで、前年に比べまして、事件数で三三一・四%、検挙人員で一四・三%という増加をしておるところです。

○加藤修一君 警視庁では全体でシルバー・ボリスとして委嘱している人数は一千八百三十五人。都道府県でそれぞれそれなりに数がいると思いますけれども、そういう面についての実態調査をよろしくお願ひしたいと思います。後日、報告をお願いしたいと思います。

それでは次に、参考人の陳述を聞いて非常に参考になつていただけますけれども、細田参考人が海外の不法投棄の懸念をちょっととした時間の中でさつと言つたように私は記憶しているわけ

なんですか? やはりリサイクル資源と称しながら貿易相手国においていわゆる環境汚染などにつながつていく可能性もなくなはないということ

を考えていますと、ある局面においてはこういったことについても考えなければいけないかな

と、そういうふうに思つてござります。

いわゆる公的な国際信用保証機関の活動は極め

てそういう意味では重要で、JICAあるいはNEXIの環境社会配慮ガイドライン、これはJ

BICをモデルにしているわけなんですけれども、極めてこのJBIC等のいわゆる環境社会配

慮ガイドライン、国際的に高く評価されていると。改定作業がこの九月から開始される予定でござります。

それから、各国援助機関によるODAの実施につきましては、OECDのDAC、開発援助委員

会の環境作業部会におきまして、効果的な環境面に配慮した援助の実施ということで様々な討議が行われてきておりまして、ガイドラインでありますとかあるいはグッドプラクティシズといいます

ようにOECD諸国に対して、あるいはエビアン・サミットですから関係国しか来ていないと思いま

すけれども、そういう取組について外務省としては、こうした面について我が国はどのようにOEC

D諸国に対しても、大変有効かつ効果的な手法であるところ、産業廃棄物不法投棄となりますと

どうしても防犯活動というと都会といいますか都市部

であるところ、産業廃棄物不法投棄となりますと

非各県の実情に即して検討をしていっていただきたい、そういう課題であるというふうに考えてお

ります。そのように各県にも推奨といいますか進めてまいりたいと、こういうふうに考えておま

す。

○政府参考人(古田肇君) 御答弁申し上げます。

御指摘ございました環境社会配慮確認のための

国際協力銀行ガイドライン、JBICの新環境ガイドラインと言つておりますが、これは国際協力銀行が業務を遂行します際に、自然問題だけではなくて、自発的ではない住民移転の問題でありますとか先住民族等の人権の尊重の問題でありますとか、こうした社会面を含む環境にも十分配慮す

べきことを定めたガイドラインでございまして、二〇〇〇年十月以来、一年間にわたって学識経験者、NGO、関係省庁、それに委員にも積極的に

御参加いただきまして御提言をいただきまして、それに基づいて昨年四月に発表したものでございまして、この十月から全面的に施行するわけでござります。

○加藤修一君 今は外務省ですか。——外務省ですか。

—— それでは、いずれにいたしましても、環境コモンアプローチ、このJBICの中身は極めて評価

が高いのですから、ほかの評価の低いものに合わせるようなことがあってはいけないです、JB

ICだけが高い垣根のまま持つていて、別な関係で不利を被るようなことがあってはいけないわけですね。

—— 国際社会におけるこういった面についての取組を外務省はしっかりと頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひいたし

ます。

それで、庄子参考人は不法投棄に関連して次の

よくなことも言つておられました。いわゆる子供の

ころからの環境教育の重要性を指摘していたわけ

でありますけれども、この辺についてJBICは、

いわゆる一つ一つプロジェクトの関係であります

ので、環境教育を一つのプロジェクトとして考え

ていいのは現段階では難しい局面もあるかとは私は思いますけれども、いわゆる環境教育の事業の

展開というのを是非考えていただきたいなど、こ

ういうふうに思つてござります。

また、地球憲章ということについても、環境教育の立場から考えますと極めて重要な諸点を含んでいます。モーリス・ストロングあるいはゴルバチョフが先駆的にやつておられる中身でございますけれども、こういった面についてもアプローチしていくことも十分必要なかな、あるいは重要であるのかなと、こういうふうに思つておりますけれども、こういうわゆる環境教育の関係の事業展開については是非積極的な対応を考えいただきたいと思つておりますが、今日もどうかよろしくお願いいたします。見解をお示ししていただきたいと思います。

国際協力銀行におきましては、円借款業務の基本方針であります海外経済協力業務実施方針におきまして七つの重点分野を定めておるわけでござ

いますが、このうちの二つがそれぞれ環境改善、公害防止支援及び人材育成への支援ということになります。また、昨年の開催されました持続可能な開発に関する世界首脳会議、ここにおき

された持続可能な開発のための教育の十年がござりますが、これを受けまして、本行といたしましても改めて環境教育の重要性を認識しているところです。

○岩佐恵美君 私、前回の質疑でちょっと残してしまった問題で、不法投棄の現場の問題、幾つかお伺いをしたいと思います。

最初に、滋賀県の志賀町和邇中の不法投棄の問題です。

そういう点を含めて考えていくなれば、私はJ B I C、国際協力銀行がそういった面についても先駆的に環境教育にかかるプロジェクトとして立ち上げていくことについて積極的な対応を考えたいだとさたいと、このことを要請いたしました。私の質問を終わります。

ここは元々の地面よりも四十メーターも高い巨
大なごみの山ができるで、一部割れ目からガス
が吹き出していました。無許可の埋立てを行つた
業者は再三警察当局に検挙をされています。この
業者がかかる、あるいはこの地域の不法投棄量
というのは、地元の方によりますと、百万立米か
ら百七十万立米に達するのではないか、そういう
ことでした。

昨年暮れの私の質問主意書への政府の答弁で
は、南東部の区域については、ガスが発生してい
る状況を踏まえ、廃棄物の量の把握を行う等適切
な措置を講すべきである。南東部の区域について、
行為者に対し投棄された廃棄物の撤去等必要な措

置を講ずるよう一層の努力に努めるという県の姿勢に対しても、これを促進させていくことや、あるいは行為者に処分を委託した者を特定して、その責任を追及していくことが必要である。そういう内容の答弁書でした。

環境省として県に対して助言を行つていくことなどいたけれども、その後どういうふうな対応をされておられるのか、伺いたいと思います。

○國務大臣（鈴木俊一君） 岩佐先生から昨年の十二月に今御指摘の事案につきまして質問をいたしましたところであります。そして、政府として廃棄物量等の調査、それから排出事業者の特定、継続的な水質検査等について、環境省としても必要に応じ滋賀県等に助言をしていく旨、回答をいたしましたところであります。

これらの点につきましては、質問主意書を受けまして、改めて滋賀県に対しまして的確な対応を取るよう要請したところでありまして、滋賀県及び志賀町におきましては、下流域での年四回の水質測定を引き続き実施するとともに、本年度から現地監視の頻度を増やしまして、土曜日・日曜日も含めて毎日実施しているところであります。これまでの調査結果からは、県は、周辺環境への影響の心配がなく、生活環境保全上の支障が生ずる状況にはないと判断していると承知をしております。

今後の対応につきましては、適切な環境監視の維持及びその結果を住民に分かりやすく公表すること、それから行為者及び排出者、排出事業者の責任について積極的に追及をしていくことが重要でございまして、環境省といたしましても引き続き県に対して助言をしてまいりたいと思っております。

○岩佐恵美君 私が現地に行つたときにガスが吹き出していたんですね。その不法投棄は元々は土だという、残土の処理場なんだと。もう県は言いつ張るんですね、ほとんどが残土だから大丈夫なんだと。残土でなぜガスが出るのか、これは本当

〔委員長退席、理事小川勝也君着席〕
そこら辺を歩き回ると、水たまりは、何といふ
んですか、不法投棄の、産廃の不法投棄の現場特
有の大変緑色をしたような汚い色の水たまりがあ
ちこちにあるわけですね。ですから、私は、とり
わけガスが吹き出している、今指摘がある南東部
の区域ですね、ここには、一体何が埋まっているの
か。そういうことを、今はもう最新の技術で、コ
アで、ボーリングしてコアを取つたら一体何が
入っているかというのは分かるわけですよね。そ
ういう調査をちゃんとやらせる、そして、違法な
ものが入っているということであるに違いないわ
けですが、それがはつきりすればそれは撤去をさ
せるというきっちりとした対応を私はやつていかな
きやいけないというふうに思います。

賀県警が油圧式のシャベルで掘り起こしましたところ、残土中に建設材、それからコンクリート片、廃プラスチックなどが混せて投棄されている、そういう状況だったと聞いております。投棄している廃棄物に有害な廃棄物が見当たらなかつたということから、滋賀県では更に加えてボーリング調査を行う予定はない、そういうふうにしておりますけれども、今後、水質環境調査や毎日実施しております現地監視におきまして生活環境保全上の支障又はそのおそれがあると認められる状況があればボーリング等の調査を行い、より詳細に内容を把握することにつきまして助言をしてまいりたい、そういうふうに思っております。

○岩佐恵美君 砂素とかカドミウムも出ているわ

けですから、基準値以内だから大丈夫だなんといふうに言つていて、うすれども、きちんと

対応していいほしいうふうに思います。

次に、山梨県が産廃処分場の建設を予定してい

る明野村浅尾地区の問題について伺いたいと思

ります。

現地に私行つてみましたけれども、茅ヶ岳の西

側の山ろくを流れる湯沢川の源流部に位置します

。

高さ十メートルから二十メートルぐらいの低い尾

根に挟まれた幅百メートルから百五十メーターグ

。

らいの狭い谷で、そこを掘り下げて三十七万六千

五百立米の産業廃棄物と一般廃棄物の焼却灰を埋

め立てようというものです。

茅ヶ岳の西山ろくというのは水が少ないそうです。

ところが、村の水道水源となつていて下流の

井戸水の汚染が心配されます。

大阪市立大学大学院理学研究科の熊井教授は、

予定地の両岸で地下水の賦存状況が異なり、水圧

が異なるため、防水シートの破損につながりかねない。予定地は地下水の涵養域の中に入っていると指摘をして、このような地域で廃棄物処分場を

計画することは極めて大きなリスクを背負わなければならなくなるので、中止又は計画地を変更すべきであるという意見書を出しています。

信州大学地質科学科の小坂教授の意見書でも、

表層地質は湯沢川を挟んで南北で明瞭に異なつて

いる。表層地質の状況を無視した施設建設は豊富

で清冽な地下水環境を取り返しの付かない汚染地

域に変えてしまう危険性をはらんでいる。地質構

造的に明らかに大規模な断層が至近に伏在してい

る場所を選んで建設するなどの愚は絶対に避けるべきである、こう述べておられます。

山梨県が行つた概況調査報告書でも、火山灰を

多く含んだ未固結の砂れき層や堆積物が厚く積

もつてることなどから、コンクリート構造物の

強度的な問題を生じる可能性や、埋立地から周辺

への地下水の漏水の問題を指摘をしています。こ

ういうところに廃棄物処分場を造るのは大問題だ

と思います。

最近、東北地方を襲つた大きな地震がありまし

た。この地震の後、これは読売新聞で報道されて

いるんですが、緩斜面での地震後の大規模地すべりがあつたということで、この問題について京大

の防災研究所や日本地すべり学会などが共同研究

チームが現地調査をしたといふんですね。

そうしたら、現地は谷だつたところを一九七〇

年代前半に埋め立てた土地で、地下水が豊富、火

山堆積物のような軽石を含む砂が多い。通常、地

すべりは急斜面でしか発生しないが、滑り面液状

化は条件次第で緩斜面でも起こり得る。今回調査

した土地の条件だと、地震の揺れや小規模な地すべりの発生で地下水を多く含んだ砂の層が液状化

するのを間違いないといふ。いつたん液状化が始

まるれば、液体のようになつた砂の層が液状化

するのを間違いないといふ。いつたん液状化が始

まるのは、その上に乗つてゐる地表面が斜面上を滑り落

べり始めます。こういう記事を読みまして、私は非常

にショックを受けたわけすけれども、こういう

ところは一杯あるんじやないかと思うんですが、

このような条件に該当するように思ひます。

（理事小川勝也君退席、委員長着席）

がある場合には、水道の利水への影響を十分考慮する必要がありまして、個々の計画において適切な対応策が講じられているものであるかどうかについて、廃棄物処理法の施設許可手続において厳正に審査が行われる必要があると考えております。

現在、事前の生活環境影響調査の実施に当たりましては指針を示しているところであります。周辺の生活環境保全に万全を期すため、この指針の充実強化について必要な検討を行つてまいりたいと、そのように考えております。

○岩佐恵美君 ごみを元から減らすために、先ほどから議論されております拡大生産者責任が欠かせません。その点について、四日の参考人質疑で、日本経団連の庄子参考人を始め四人の参考人すべての皆さんから生産者の役割、責任の重要性が強調されました。

中環審の意見具申では、拡大生産者責任の観点

から、生産者を市町村や処理責任者と並ぶ責任主体と位置付けて、特に処理困難物について生産者の取組を求める枠組みを作ることを提起しました

が、改正案には取り入れられませんでした。

今後、具体的にいろいろ進めていかれるとい

うことですので、その点について期待をしたいとい

うふうに思いますが、現在、社団法人全国都市清掃会議は、市町村で適正処理に困難を来してい

る主要な製品として、スプリング入りマットレス、

タイヤ、消火器、バッテリー、小型ガスボンベ、

在宅医療器具、FRP製品、ボタン型電池、小型

二次電池、エアゾール缶、カセット式ガスボンベ、

蛍光管、ピアノ、大型金庫の十四品目を挙げてい

ます。そのうち、現行廃掃法の処理困難物に指定

されているのはスプリング入りマットレスとタイ

ヤだけなんですね。

EPRの導入がすぐに無理であるということであれ

ば、先行して現行法の処理困難物にこの十四

品目のうち、すべてになるのかあるいは一部にな

るのか分かりませんけれども、とにかく必要度の

高いものを生産者等の協力を求めて指定をすると

いうことも一つ必要なのではないかと思います。が、その点、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 市町村において適正処

理困難物があるということにつきましては私も承

知をしているところであります。

そのようなものにつきましては、排出状況であ

りますとか、それから処理実態の把握をした上で、

先生が今御指摘になりました現行の廃棄物処理法

制度を、大臣指定制度を活用してまいりたいと、

そのように考えております。

○岩佐恵美君 それから、家電リサイクル法です

けれども、この対象品目は今四品目しかありません。

あとは全部自治体回収となつて、多くは破碎

処理をして処分場に埋め立てられています。それ

がその処分場からの重金属浸出の主要原因の一

つだと言われています。

日本工業大学の佐藤茂夫助教授の調査によりま

すと、破碎した不燃ごみの一五%は粉末状の土砂

のようないくつかの原因で、その中に含まれる鉛や水銀は可

燃ごみの焼却炉の飛灰よりもはるかに多いとい

うことです。不燃残渣一グラム中の鉛は一万二千六

百六十六マイクログラムで飛灰の七・八倍、水銀

は十四・八マイクログラムで十一・四倍。私は放

置できませんと思います。鉛は、家電製品が主な原

因であつて、ハンダから出たものと推定されると

いうことです。

私は、その家電四品目以外の家電製品について、

EPRの原則に従つた回収処理のシステムを早く

検討していく必要があると、私の家からも、電気

がまも出ますし、あるいはジューサー、ミキサー

あるいは小さなラジオだとか、もうたくさん家電

製品あるんですけれども、電気屋さんを持つてい

くものもありますけれども、やはりどうしようも

ない場合は自治体に処理をしてもらうということ

になるんですが、破碎すると最終処分場ではそ

ういう問題が起つてゐるということですので、こ

う具体的な問題について伺います。(図表掲示)

の家電のリサイクル法のより一層の拡大というこ

とが求められているのではないでしようか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今の御質問は、家電リ

サイクル法の対象品目を拡大を検討すべきである

と、そういうような御指摘だったと思いますが、

この家電リサイクル法におきましては四つの要件

から対象品目を決めているわけであります。

その四つの要件と申しますのは、一つは、設備

や技術面で市町村におけるリサイクルが困難なもの、それから二つ目として、リサイクルの必要性

が高くリサイクルのコストが著しく高くなもないもの、そして三つ目として、製造業者等における製品の設計や原材料の選択によってリサイクルのしやすさが変わるもの、四つ目といたしまして、小売業者による配達が一般的で小売業者による円滑な回収が可能なものと、こういう四つの要件がございまして、この要件に従いまして、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、この四品目を対象品目として設定をしているところであります。

新たな対象品目の拡大につきましては、この法

の施行状況も踏まえながら必要に応じて検討し

てまいるという所存でありますけれども、現段階

においては、まだ法施行後日が浅いというこ

ともございますので、まずはこの現行の四品目に

ついてそのリサイクルを着実に推進してまいりた

いと、そのように思つております。

○岩佐恵美君 私は、家電リサイクル法の対象拡

大だけではなくて、やつぱり作つたものに最終ま

で責任を負うというのが、これはもう社会のル

ルなんですよね。だから、法施行後余りたつてい

ないので、ということと、そういう甘い姿勢ではも

う本当にごみだらけになっちゃいますよね、日本

は。そして、有害ごみの上、この間どなかか言つ

ておられましたけれども、ごみの山の上に寝泊ま

りをするようになるわけですから、そういう事態

を避けるためにもEPRが必要なんですね。そう

う思います。

具体的な問題について伺います。(図表掲示)

容器リサイクル法です。容器法施行以来、ペッ

トボトルの生産量が増えました。これが、九六年

から法施行されましたね。法律が通つて。そして、

これ、灰色のが生産量です。ダイダイ色にはつきり

見えるようにしてあるのがごみ量です。廃棄物の

量でございます。

環境省は、再資源化率が上がれば効果が出る、

こう言い続けてきました。私が多分二〇〇〇年に

指摘を、清水先生が大臣のときでしたと思います

けれども、指摘をさせていただきました。資源化

率を上げます――確かに資源化率が上がったんで

すね、ここで。だけれども、資源化率増えたってご

み量は減らないんです。これが今の実態なんですね。

このグラフを四日の参考人質疑で庄子参考人、

日本経団連の庄子参考人に見ていただきました。

そうしたらこのままではペットボトルがこれか

ら際限もなく増えていくとという発言されました、

ね。

このグラフを四日の参考人質疑で庄子参考人、

日本経団連の庄子参考人に見ていただきました。

そう

料とする製品に対する消費者の購入意欲についてアンケート調査を実施いたしました。その結果によりますと、仮に価格、品質、デザイン等が新品と同様であれば買ってもよいと思うものはどれですかとの設問をいたしましたが、トレイルペーパーが八三%、植木鉢が七三%など、日用の消耗品に対する消費者の購入意欲は相対的に高くなっていますが、今御指摘の衣料品、背広は二〇%、ワイシャツは二六%、トレーニングウェアは三九%となっており、衣類に対する購入意欲は相対的に低い状況になつております。

○岩佐恵美君 要するに、ペットボトルの再商品化製品の、この間、庄子参考人は背広とネクタイはペットボトルからできていますと言われましたけれども、こういう需要というのは限られているわけですね。しかも、再資源化の過程で相当なエネルギーを消費します。お金も掛かります。さらには、ペットボトルの再資源化の過程で重量の約三割の残渣が出るというんですね。だから、どんどん増える生産量をそのままにして再商品化量を増やしても、ごみは増え続けるんです。

この問題について北村参考人は、容器リサイクル法がそういうギャップを作るように仕組まれた法律だ、だから当然の結果だと述べられました。循環基本法に則した形で各法律を改正するのが国會の責務として課されているとも言われました。

私は、本来、EPRというものは、ごみになるものをたくさん生産すれば生産者の処理費用負担が大きくなるという仕組みであつて、ごみの発生を抑制する効果を期待したものだと思うんですね。ところが、現在の容り法というのは、肝心のこの効果が働かない仕組みとなっています。その根本原因の一つは、容り法の再資源化義務量が生産量に応じたものではなくて設備面での再資源化能力の範囲内でしか義務付けられていない、そういうことがあります。だから、事業者にとっては、再資源化量以上に生産量を拡大すればするほど一当たりの再資源化費用負担が安くなるということであり、生産量を増やしていくわけですね。これでは

ペントのごみが減らないのは当たり前です。ペントのごみ量が容り法施行前の一・四倍という結果によりますと、仮に価格、品質、デザイン等が新品と同様であれば買ってもよいと思うものはどれですかとの設問をいたしましたが、トレイルペーパーが八三%、植木鉢が七三%など、日用の消耗品に対する消費者の購入意欲は相対的に高くなっていますが、今御指摘の衣料品、背広は二〇%、ワイシャツは二六%、トレーニングウェアは三九%となっており、衣類に対する購入意欲は相対的に低い状況になつております。

先日の参議院の行政監視委員会、大臣出られました。私は、時間がありませんでしたので、平沼経済産業大臣伺いました。同じ問題を伺いました。そのときに、平沼大臣は、この法律を制定しました。その趣旨に照らしてより効果が上がるよう種々の面から検討していかなければならぬと答弁されました。

環境大臣として、経済産業大臣と連携をしてEPKをきちんと踏まえた私は容り法に改正すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(鈴木俊一君) 容器包装リサイクル法でありますけれども、これは市町村が全面的に容器包装廃棄物の処理の責任を担うという従来の考え方方を改めまして、消費者は分別排出をする、それから市町村は分別収集、それから事業者は再商品化という新たな役割分担をして、そのリサイクルを推進するものでございます。

市町村の分別収集が進む中で法の適用対象等が拡大されることに伴いまして、事業者のリサイクル費用の負担、これは本法が施行された平成九年度の十七億円から、平成十四年度には決算見込みで三百五十二億円と大幅に増加をいたしまして、この結果、事業者によります容器包装の軽量化あるいはリサイクルしやすい設計、素材の変更などがごみの減量化等の取組として行われていると、そういうふうに考えております。

環境省といたしましては、この法律が当初のねらいどおり機能するかどうかについて、今しばらくはその施行状況を見たいと思っております。今後、市町村の費用負担等について更に実態を把握した上で、関係者間の役割分担の在り方も含めて、本制度の一層の円滑な実施に向けた方策について検討してまいりたいと思つております。

○岩佐恵美君 事業者の負担が増えたということを環境省、しきりに強調されるんですね。大臣、今多分五百億ぐらいになると思うんですね。今数字が、そういう予測は出ているんですねけれども。もしそうだとするならば、このダイダイ色の線が、ごみ量が元々下回るということがあるんでしようか。そういうふうになるんでしようか。私は、そのところを心配しているんですよ。

要するに、リサイクル、リサイクルと言われますけれども、そうじゃない、元で減らしていかないやいけないんですね。リサイクルしたってお金はかかるし、それから需要もないわけですよね。そういうものにしがみついて、業界がお金を出してやるんだからいいんだということで、今多分事務官さんがお書きになつたメモを読まれたんだと思うですが、経済産業大臣はそうは言わなかつたですね。この表を見れば分かりますよね、異常だということが。何とか手を打たなきやいかぬというのは分かるじゃないですか。

やっぱり、容り法をきちんと事業者が、こんなものを作つたら損をすると、自治体に処理させるだけ済まないんだというような、そういう今事態に持つていかなきやいけないんだということをもつと真剣に、私、環境省なんですから、考えてもらわなきやいけない、そう思います。

ちょっと、だから私は、事務方さん、環境省の事務方さんの考え方というのは、元々これ作ったときから問題だと言つているんですけれども、だんだんだんだんこういうふうに大変になつてきてるんですね。その根本を変えていかなかつたら、もつと真剣に、私、環境省なんですから、考えてもらわなきやいけない、そう思います。

ちょっと、だから私は、事務方さん、環境省の事務方さんの考え方というのは、元々これ作ったときから問題だと言つているんですけれども、だんだんだんだんこういうふうに大変になつてきてるんですね。その根本を変えていかなかつたら、もつと真剣に、私、環境省なんですから、考えてもらわなきやいけない、そう思います。

○國務大臣(鈴木俊一君) 先ほどの、この前の、先生、いろいろ御意見いただきましたけれども……

○岩佐恵美君 あつ、ごめんなさい、総務省に聞いていたんです。

○政府参考人(田村政志君) ただいま御指摘ありましたように、今回政策評価をした過程で、容器包装廃棄物の排出量等を直接示すデータが存在しないなかつたということで、私どもの方で各府省や関係業界の資料を基に独自に推計を行わざるを得なかつたということでございます。

そういう中で、やはりこれから市町村の負担の問題あるいは拡大生産者責任の問題を論ずる際に、やはりこの基礎データは是非とも必要ではないかといったところでございます。

○岩佐恵美君 今、総務省から答弁があつたところでございますし、また関係各府省もそういう問題意識に立つて今後取り組むということで、私も承つておるところでございます。

○岩佐恵美君 今、総務省から答弁があつたところでございます。要するに、環境省、基礎データを持つてない。だから、政策的な対応なんかできません。私は、環境省として政策的対応ができるように、こういうデータを体系的、系統的に把握をして分析をしてちゃんと対応してくださいなんですね。

私は、だから今日はあえて鈴木大臣に、従来の

ことを多分御存じない面もありかと思うんですけれども、大臣だからこそこの際思い切つてやつていただけるという期待も込めて、今日は大臣にそういう質問をさせていただいているんです。そういう状況なんです。

だから、大臣、総務省もそう言つているわけですから、データを積み上げてちゃんと現状分析をして、EPRどうするのかと本腰を入れて検討していただきたいんです。その点、いかがですか。

○国務大臣 鈴木俊一君 総務省から政策評価いただいたところござりますので、それも、意見も踏まえまして、今後この各種データ、それは容器包装リサイクル法の円滑な推進を図る上でも必要だと思いますので、そうした各種のデータについてできる限り体系的に、また継続的に把握をしてまいりたいと思っております。

○岩佐恵美君 ちょっと今日は時間がなくなつてしまつて、せつから財務省に来ていただいていますので、リターナブル瓶の問題について伺いたいと思います。

今、業界としては、七百二十それから三百ミリリットル、リターナブルで回していくといふことなんですが、お酒の小売店がどんどんつぶれてしまつて大変な状況にあると。それともう一つ、スーパーとか大量販売店が出てきている、そういうところでは回収しないという状況があります。

その点について、財務省としてきつとスーパーでもあるいはコンビニでもそのリターナブル瓶を回収するよう指導していただきたいと思う○政府参考人(村上喜堂君)お答えいたします。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○高橋紀世子君 高橋紀世子でございます。一方、廃棄物処理法との関係でいいますと、今回この拡大生産者責任、これを処理困難のものに、處理困難な、適正処理が困難な一般廃棄物についてこれを拡大をしていくこと、拡大生産者責任の制度的な拡充をしていくこと、こういうことも考えたわけでありますけれども、先ほど来御答弁を

りたーナブル瓶の利用促進がポイントと思いますが、從来から、国税庁といつしましては、容器のリターナブルを推進するためにポスターを作成、配布するとか、あるいはその容器包装リサイクル法の内容の周知等々を行つてまいりました。さらに加えまして、今国会におきまして酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の

一部を改正する法律というのを成立させていたたいたのであります。この法律において、各小売販売場ごとに酒類販売管理者、こういう者を選出することに義務付けられております。この制度につきまして、今後とも、コンビニであるとかスーパーを含めまして、酒類小売業者に対する容器包装リサイクル法の遵守の重要性を十分認識してもらおうとともに、リターナブル容器の回収システムの確保を指導することなどにより、リターナブル容器の一層の利用促進を図つてまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 ちょうど時間ですでの、終わります。○委員長(海野徹君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。午後零時二十二分休憩

者責任の意識を法制度として実現していく責務があると考えのです。大臣、いかがお考えでしょ

うか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 拡大生産者責任でござりますけれども、生産者が自らの製品の使用後の段階におきましても財政的あるいは物理的な一定の責任を持つということでありまして、これは廃棄物の発生量の抑制でありますとかあるいは適正処理を進める上でこれは大きな効果を上げるものと、そのように認識をいたしております。

それで、このお願いをしております二つの法案とこの拡大生産者責任の関係でござりますけれども、産業廃棄物のこの特措法、特別措置法においては、ここで対象になる産業廃棄物、これは実態としまして、主に汚泥でありますとか、そういう事業者が製品を製造する過程で排出される廃棄物、これが大部分であるということになります。拡大生産者責任の対象となるようなものは実態として少ないと、そのように思っております。

そのことから、原状回復につきましては、まずは汚染者負担、原因者の負担をお願いする原則、これに基づきまして、その原因者であります投棄の行為者でありますとかあるいは最終段階まで責任を負わない排出事業者、そうした方々がその処理を行うべきものであると、そういうふうに考えております。

一方、廃棄物処理法との関係でいいますと、今

回この拡大生産者責任、これを処理困難のものに、處理困難な、適正処理が困難な一般廃棄物についてこれを拡大をしていくこと、拡大生産者責任の制度的な拡充をしていくこと、こういうことも考えたわけでありますけれども、先ほど来御答弁を申上げますとおり、これにつきましては、主に産業界の関係者から、どういう品目を対象にするのか、あるいは製造者とそれから市町村の責任をどこまで見るのか、そういう点につきまして合意申上げますとおり、これにつきましては、主に循環型社会の構築はとてもできないと思うんで循環型社会の構築はとてもできないと思うんでそれを盛り込みなかつたと、こういうことでござい

ます。

しかしながら、この適正処理困難物に係る拡大生産者責任の制度的拡充、これにつきましては大変重要なものであると、そのように考えております。この二法案には拡大者責任の意識を助長するような方向を私はどうしても考えることができませんでした。私たち立法者の地方自治体や国が産業廃棄物の処理責任を負おうとする仕組みではなく、生産者がその仕組みを負えるような仕組みを作りを今後していくべきだと考えるんです。

例えば、廃棄物処理業者に対する税金面での優遇されるような制度的改革が求められているようになります。私たちが、ごみの責任が私たち自身にあるということを自覚してごみと正面から向かうべきだと思うんですけれども、今後、どういうふうに考えていらっしゃるか、一言いただきたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 拡大生産者責任的重要性ということは、先ほども申し上げましたとおり、これが廃棄物の発生抑制にもつながりますし、それから廃棄物の適正処理にもつながるということです。大変有効な考え方であり重要であると、そういう

うふうに思つております。

それで、現にこの拡大生産者責任の考え方とい

うものは、幾つかの法律の中でこれはその趣旨が

盛り込まれているわけでありまして、例えば、循

環型社会形成推進基本法にはこの拡大生産者責任

の概念が明記をされておりますし、また、廃棄物

処理法においても適正処理困難物制度、あるいは

容器包装リサイクル法、昨年成立いたしました自

動車リサイクル法など、各種のリサイクル法にお

きまして具体化が図られているところであります

す。

循環型社会を構築するためにも、今後引き続き

この拡大生産者責任の具体化を図つていく必要が

あると、そのように考えておられるわけであります

が、まずは、今回提出を見送りました適正処理困難物

にかかわりますこの拡大生産者責任の制度、こう

いうものにつきまして、重要な課題であります

ので、先ほど申し上げましたとおり、これの排出実

態あるいはどのように処理をされているかという

ことも十分調べながら、そしてまた関係方面との

協議を続けながらこの制度の導入に向けて更に努

めをしてまいりたいと、そのように思つております。

○高橋紀世子君 やはり生産者との交渉を力強く

やつていただきて、生産者が責任を持つということ

とも是非これからやつていただきたいと思いま

した。

○委員長(海野徹君) 他に御発言もないようです

から、両案に対する質疑は終局したものと認めま

す。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改

正する法律案の修正について岩佐恵美さんから発

言を求めておりますので、この際、これを許

します。岩佐恵美さん。

○岩佐恵美君 私は、日本共産党を代表し、廃棄

物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する

法律案に対して修正の動議を提出いたします。

本法案は、廃棄物の疑いのある物の立入検査、

不法投棄未遂行為の処罰、国の調査権限の創設、

悪質な処理業者への対応の厳格化など、不法投棄

の未然防止策を強化するものですが、処理業者に

対する規制の強化だけでは不十分です。

今日の廃棄物問題を抜本的に解決するためには、

は、法案の審議や参考人質疑で明らかのように、

廃棄物の排出事業者や製品の製造・販売事業者の

責任を強化することが急務です。また、違法な廃

棄物処理に早期に対処するためには、住民や関係

者との連携が不可欠です。そこで、より実効性の

ある法案とするために、修正案を提出いたします。

修正案の第一は、産業廃棄物の不法投棄に係る

土地所有者の責任の強化です。土地の所有者に産

廃の不法投棄が行われないように措置する努力義

務を課すとともに、不法投棄を知りながら都道府

県知事に通報しないなど土地所有者に一定の責任

がある場合には、原状回復などを命ずることがで

きることとします。

第二は、不適正な廃棄物処理に関する関係者の

申告制度や住民の申出制度の創設です。廃棄物処

理業者や廃棄物処理施設設置者が廃棄物処理法に

違反している場合には、その従業員等は違反事実

を市町村長に申告することとし、申告を理由とした不利益処分を禁止します。また、

第三は、拡大生産者責任の拡充です。環境大臣

は、市町村による廃棄物処理が困難となるものを

処理困難廃棄物と指定し、製造・販売事業者が行

うべき事項の基準を定めることとします。処理困

難物は製造・販売事業者に引取り、適正処理を義

務付け、市町村長が処理困難物の製造・販売事業

者に対して立入検査、勧告、命令を行えるように

します。

第四は、政府は廃棄物以外の使用済み物品に關する規制及び自社処分に対する規制について検討

を行い、適切な措置を講ずることとしています。

以上が修正案の提案理由及び概要です。

委員の皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(海野徹君) これより両案並びに修正案

について討論に入ります。——別に御意見もない

ようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等

に関する特別措置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(海野徹君) 多数と認めます。よつて、

本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと

決定いたしました。

小川勝也君から発言を求められておりますの

で、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、ただいま可決されました特

定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特

別措置法案に対し、自由民主党・保守新党・民主

党・新緑風会・公明党・日本共産党・国会改革連

絡会(自由党・無所属の会)及び社会民主党・護

憲連合の各会派共同提案による附帯決議案を提出

いたします。

案文を朗読いたします。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等

に関する特別措置法案に対する附帯決議案

(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につ

いて適切な措置を講ずべきである。

一、特定産業廃棄物に係る支障の除去等に當

たつては、不法投棄行為者や排出事業者等に

モラルハザードが生じないよう原状回復の責

任追及を徹底して行い、必要に応じて措置命

令等の行政処分を遅滞なく行うよう都道府県

等に求めるとともに、助言、技術的支援等を

十分講じること。

二、都道府県等による実施計画の策定に当たつ

ては、不法投棄行為者、排出事業者等に対する

措置について透明性及び客観性を確保し、

検証を行うとともに、再発防止策を含め、

当該都道府県等の責任を明確にするよう求め

ること。

また、支障の除去等の内容については、周

辺住民の意見が反映されるよう必要な措置を

講じること。

三、特定支障除去等事業の実施に当たつては、周

辺住民の意見が反映されるよう必要な措置を

講じること。

四、特定支障除去等事業については、全国的な

観点から実施を優先すべきものの判断基準を

環境大臣が策定する基本方針において明らか

にすること。

五、廃棄物の不法投棄地周辺に対する環境調査

を徹底し、住民の不安解消に努めること。

六、全国の最終処分場の残存容量及び不適正処

理廃棄物の実態等に関する正確な基本データ

を整備し、公表すること。

七、本法が十年間の限時法であることを踏ま

え、対策の進捗状況と処理の見通しについて、

適宜、公表するよう努めること。

八、本法が対象としない平成十年六月以降の不

適正処分事業案についても、措置命令等の行政

処分により汚染者負担原則の貫徹を可能な限

り図るよう都道府県等に求めるとともに、産

業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成

については、引き続き事業者等の協力が得ら

れるよう努めること。

以上でございます。

右決議する。

○委員長(海野徹君) 全会一致と認めます。よつて、

小川君提出の附帯決議案は全会一致をもつて

採決を行つたとともに、再発防止策を含め、

求められておりますので、この際、これを許し

ます。

一七

ます。鈴木環境大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力する所存でございます。

○委員長(海野徹君) 次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、岩佐さん提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(海野徹君) 少数と認めます。よって、

岩佐さん提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(海野徹君) 少数と認めます。よって、

岩佐さん提出の修正案は否決されました。

二、市町村が適正に処理できない一般廃棄物の品目・量等について実態を速やかに把握するとともに、回収・リサイクルの方法を含め、その適正な処理の在り方について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

三、医療系廃棄物の適正処理の一層の推進のため、家庭から排出されるものを含め、その方策の検討に努めること。

四、事業系一般廃棄物について、その発生抑制の方策を検討すること。

また、事業者がその処理を委託する場合にいは、委託基準が遵守されるよう必要な措置を講ずること。

五、市町村が一般廃棄物処理計画に従つて委託を行つた一般廃棄物の処理に起因する環境汚染については、当該市町村の責任において必要な措置が講じられるよう努めること。

六、産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること。

七、排出事業者が信頼できる廃棄物処理業者を選択することができるよう、廃棄物処理業者に係る情報提供のシステムを充実すること。

八、産業廃棄物の更なる適正処理を図るため、不法投棄に関与した土地所有者責任の徹底、廃棄物処理基準の改正等による自社処分に対する規制強化等について早急に検討すること。

九、焼却施設や最終処分場周辺の土壤及び地下水に係る汚染問題については、既に廃止されたものを含め、その実態を早急に把握し、結果を公開するとともに、周辺住民が安心できるよう、環境回復措置に努めること。

十、広域的処理に係る特例制度の施行に際しては、不適正処理が生じないよう厳格に運用し、適正処理の確保に万全を期すること。

十一、廃棄物処理施設の設置に当たっては、周辺住民に対する配慮が行われるよう努めると

ともに、公共関与を含め、その整備促進を図ること。

十二、廃棄物の発生抑制やりサイクルの推進に効果が期待されるデポジット制度等の経済的手法について、製品ごとの特性や実態を踏まえながら、その活用の在り方について検討を行うこと。

十三、産業廃棄物税等については、その目的、税率の使途等について、全国的な観点から検討を行い、法律としての整備も視野に入れ、地方公共団体等の意見を踏まえ、早急に結論を得ること。

十四、不法投棄等の廃棄物の不適正処理については、行政処分による厳正な対処が行われるよう引き続き都道府県等に求めるとともに、不適正処理の防止策も含め、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員、警察との連携等、その体制整備に十分努めること。

十五、廃棄物行政を進めるに当たっては、国と地方公共団体が連携を一層密にし、一体となって取り組むよう十分配慮すること。特に、環境省による報告徵収及び立入検査の権限行使に際しては、連携を十分に確保すること。

また、地方公共団体の施策のうち全国的に行なうことが効果的なものについては、国において導入を検討すること。

右決議する。

以上でござります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(海野徹君) ただいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

しかしながら、現在、公益法人が行っている検査・登録等の事務事業については、昨年三月に閣議決定された公益法人に対する行政の関与の改革実施計画を踏まえ、政府全体で見直した結果、法令で明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正、中立な機関に実施させることとしたことから、国際希少野生動植物種に係る登録・認定関係事務に

ただいまの決議に対し、鈴木環境大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許しては、域内で可能な限り処理が行われるよう、ます。鈴木環境大臣。

○国務大臣(鈴木俊一君) ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力する所存でございます。

○委員長(海野徹君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

二十二条第一項及び第二項」を加える。

第二十三条の見出しを「登録機関」に改め、同条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、「この節及び第六十三条第一号において」を削り、「を、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境大臣がその申請により指定するものに行わせることができる」を「について、環境大臣の登録を受けた者（以下「登録機関」という。）があるときは、その登録機関に行わせるものとする」に改め、同条第五項中「指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において「指定登録機関」という。）を「登録機関」に、「指定登録機関」とあるときは、「登録機関」とする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「指定」を「機関登録」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 登録関係事務を実施するために必要な外国语の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施しその人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。
イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関する必要な課程を修めて卒業した者はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの
ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関する必要な課程を修めて卒業した者又は高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に

これと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するものであること。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡等をし、又は陳列をしている者（ロにおいて「動植物譲渡業者等」という。）がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ一第一項の親会社をいう。以下同じ。）であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、に、動植物譲渡業者等の役員又は職員である者（過去二年間にその動植物譲渡業者等の役員又は職員であった者を含む。）があること。

二 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

第二十三条第二項各号列記以外の部分を次のよう

うに改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。
二十三第二項第二号中「第二十六条第三項又は第四項」を「第二十六条第四項又は第五項に、「指定」を「機関登録」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

二 前項の登録（以下この節において「機関登録」

という。）は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

の申請により行う。

第二十四条の見出し中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条第六項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、「したとき」の下に「、第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 登録機関は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間登録機関に受けようと/orする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

二 第二十六条を次のように改める。

（登録機関に対する適合命令等）

第二十六条 環境大臣は、登録機関が第二十三条

第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録機関に対し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録機関の方法の改善に關し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となつたと認め

的方法であつて環境省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第二十四条第二項及び第三項を削り、同条第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条第六項中「登録機関」を「登録機関」に改め、「したとき」の下に「、第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務を実施しなければならない。

7 登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に關し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

るときは、その規程を変更すべきことを命ずる

ことができる。

4 環境大臣は、登録機関が第二十三条第三項各号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定による請求を拒んだとき。

二 第二十四条第四項の規定によらないで登録関係事務を実施したとき。

三 正當な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一项から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

六 第二十七条第一項及び第二十八条（見出しを含む。）中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条の次に次の二条を加える。（公示）

第二十八条の二 環境大臣は、次に掲げる場合に是、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第二十四条第三項の規定による届出があつたとき。

三 第二十四条第八項の規定による許可をしたとき。

四 第二十四条第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を行わないことを命じたとき。

第六十九条中「指定登録機関」を「登録機関」

に改める。

第三十条第一項及び第三十三条の二中「第六十一条第二号」を「第六十二条第二号」に改める。

第三十三条の八の見出しを「認定機関」に改め、同条第一項中「この節及び第六十三条第一号において」を削り、「を、民法第三十四条の規定により設立された法人でその認定関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境大臣及び特定国際種関係大臣がその申請により指定するものに行わせることができる」を「について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする」に改め、同条第三項中「指定を受けた法人（以下この節及び第六十三条において「指定認定機関」という。）を「認定機関」に、「特定国際種関係大臣」を「特定国際種関係大臣は」に、「指定認定機関」とする」を「認定機関は」とするに改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に關して必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特定器官等の識別に関する必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、関係大臣の発する命令で定める。

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定国際種事業前条第一項の政令で定める製品に係るものに業所に備えて置かなければならない。

ロにおいて同じ。）を行ふ者がその

親会社であること。

口 機関登録申請者の役員又は職員のうち

に、特定国際種事業を行ふ者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定国際種事業を行ふ者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したもの

4 閲覧又は謄写の請求

5 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

6 前号の書面の謄本又は抄本の請求

7 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十三条の九第二項及び第三項を削り、同条第一項中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

2 認定機関は、認定関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定関係事務を実施しなければならない。

3 認定機関は、認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特

定国際種関係大臣に届け出なければならない。

4 間内には、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

5 第二号の請求をすることの請求

6 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

7 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

8 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

9 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

10 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

11 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

12 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

13 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

14 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

15 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

16 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

17 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

18 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

19 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

20 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

21 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

22 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

23 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

24 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

25 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

26 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

27 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

28 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

29 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

30 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

31 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

32 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

33 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

34 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

35 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

36 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

37 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

38 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

39 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

40 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

41 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

42 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

43 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

44 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

45 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

46 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

47 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

48 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

49 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

50 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

51 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

52 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

53 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

54 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

55 第二号の書面の謄本又は抄本の請求

